

採用活動等における求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント対策についての方針

春日井市食育推進給食会は、採用活動等において、求職者等が安心して就職活動等を行える環境を確保するため、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するとともに、問題が生じた場合に適切に対応するため、次のとおり定める。

第1 求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントの防止のために職員が認識すべき事項

1 定義

求職者及び採用活動等に参加する者（以下、「求職者等」という。）に対するセクシュアル・ハラスメントとは、採用活動等において、職員が求職者等に対して行う性的な言動により、求職者等の就職活動等が阻害されることをいう。

対象となる採用活動には、次に掲げるものを含むものとする。

- (1) 採用面接及び採用選考
- (2) 就職説明会、職場見学その他の採用に関する説明・案内
- (3) 求職者等による職員への訪問、問い合わせ等
- (4) インターンシップ、臨地実習等
- (5) その他、採用活動等に類する活動

なお、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントに該当するか否かについては、当該言動の内容、行われた状況その他の事情を総合的に勘案し、組織として適切に判断する。

2 求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントになりうる言動

セクシュアル・ハラスメントになりうる言動として、次のようなものが挙げられる。

(1) 性的な内容の発言

- ア 性的な事実関係を尋ねること
- イ 性的な内容の情報を意図的に流布すること
- ウ 交際、結婚、妊娠、出産等に関する不必要な質問をすること
- エ その他、求職者等に不快感を与える性的な発言をすること

(2) 性的な行動

- ア 性的な関係を強要すること
- イ 必要なく身体に触れること
- ウ わいせつな図画、画像等を見せたり、配布したりすること
- エ 性的な内容のメッセージ、画像等を送信すること
- オ その他、求職者等に不快感を与える性的な行動をすること

3 求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために職員が認識する事項

採用活動等において、求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために、職員は次のことを認識しなければならない。

(1) 適切な環境での対応

採用面接、説明会、職場見学、インターンシップ、実習等は、原則として給食会が定めた場所、時間及び方法により実施する。

また、必要に応じて複数の職員で対応するなど、特定の職員と求職者等が不必要に密室で二人きりになることがないように配慮する。

(2) 適切な連絡手段の使用

求職者等との連絡については、給食会があらかじめ定めた電話、電子メールその他の連絡手段を使用する。職員個人の SNS アカウント等を利用した私的な連絡や、採用活動等に必要のない個人的な連絡を行わない。

(3) 私的な関係を求めないこと

採用活動等の立場を利用して、求職者等に対して個人的な交際、食事その他の私的な関係を求めるなど、採用活動等の目的を逸脱する行為を行わない。

(4) 適切な言動

求職者等に対し、採用活動等に必要範囲を超えて、性的な内容を含む発言、質問その他の不適切な言動を行わない。

4 求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントに対する基本的な対策

求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントに対して適切に対応できるよう、次に掲げる対策を講じる。

(1) 求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントに対する給食会の基本姿勢の明確化及び職員への周知・啓発

(2) 求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントへの対応方法・手順の整備

(3) 求職者等のための相談対応体制の整備

第2 求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合の対応に関する事項

求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、関係者のプライバシー及び意向に配慮し、事実関係を適切かつ迅速に確認するとともに、被害を受けた求職者等への配慮、行為者への必要な措置及び再発防止策を講じるものとする。

1 相談・申出への対応

求職者等からセクシュアル・ハラスメントに関する相談、申出等があった場合は、相談者の意向に配慮しながら、速やかに事実関係の確認を行う。

相談や申出を受けた職員は、自らの判断のみで対応を完結させることなく、速やかに所属長又は担当部署等へ報告するものとする。

2 事実関係の確認

事実関係の確認に当たっては、相談者その他の関係者のプライバシーに十分配慮し、公正かつ適切な方法により、迅速かつ正確に確認する。

3 被害を受けた求職者等への配慮

求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントの事実が確認された場合には、被害を受けた求職者等の意向及び心情に配慮し、必要な支援及び適切な措置を講じる。

また、相談及び事実確認に関係する者のプライバシーを保護し、相談内容その他の個人情報について、適切に取り扱う。相談したこと又は事実確認に協力したことを理由として、相談者その他の関係者に対して不利益な取扱いを行わない。

4 行為者への対応

求職者等に対するセクシュアル・ハラスメントの事実が確認された場合には、公益財団法人春日井市食育推進給食会就業規程等に基づき、行為者に対して必要かつ適切な措置を講じる。

5 再発防止

事案の発生原因及び対応状況を検証し、採用活動等における職員の言動及び体制等について必要な見直しを行うとともに、研修その他必要な再発防止策を講じる。

6 求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント相談窓口

春日井市食育推進給食会企画経営課 管理担当 電話 0568-52-5505

附 則

この方針は令和8年10月1日から施行する。